

## 令和4年第3回幸田町議会定例会会議録（第5号）

---

### 議事日程

令和4年9月29日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第46号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
第47号議案 幸田町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について  
第48号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第2号）  
第49号議案 令和4年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）  
第50号議案 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
第51号議案 令和4年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
第52号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 令和3年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 令和3年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 令和3年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 令和3年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 令和3年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第7号 令和3年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第8号 令和3年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について  
認定第9号 令和3年度幸田町下水道事業会計決算認定について  
陳情第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書  
陳情第11号 防衛省によるミャンマー国軍士官・士官候補生の受け入れ中止を求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第3 議員提出議案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第4 第53号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 閉会中の委員会行政視察の件
- 

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

1番 田 境 毅 君      2番 石 原 昇 君      3番 都 築 幸 夫 君

4番 鈴木久夫君      5番 伊澤伸一君      6番 黒木一君  
7番 廣野房男君      8番 丸山千代子君      9番 稲吉照夫君  
10番 杉浦あきら君      11番 都築一三君      12番 水野千代子君  
13番 笹野康男君      14番 岩本知帆君      15番 藤江徹君  
16番 足立初雄君

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君      副町長 大竹広行君  
教育長 池田和博君      企画部長 成瀬千恵子君  
参事（開発担当） 上原智史君      総務部長 志賀光浩君  
参事（税務担当） 山本智弘君      住民こども部長 牧野宏幸君  
健康福祉部長 林保克君      参事（感染症対策担当） 金澤一徳君  
環境経済部長 鳥居栄一君      事業調整監兼建設部長 羽根洵志君  
上下水道部長 石川正樹君      消防長 小山哲夫君  
教育部長 吉本智明君      監査委員 山下力君

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 大須賀龍二君

---

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（足立初雄君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

9月14日の決算特別委員会での質疑に係る要求資料につきまして、本日、お手元に配付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者15名と監査委員1名であります。

議事日程は、本日、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

日程第1

- 議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。  
会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、12番 水野千代子君、  
13番 笹野康男君の御両名を指名いたします。

---

日程第2

- 議長（足立初雄君） 日程第2、第46号議案から認定議案第9号までの16件と、陳情  
第10号及び陳情第11号の2件を一括議題といたします。  
これより、委員長報告を行います。  
初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。  
10番、杉浦君。

〔10番 杉浦あきら君 登壇〕

- 10番（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。  
総務教育委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。  
総務教育委員会審査結果報告書  
令和4年9月29日  
議長 足立初雄様  
委員長 杉浦あきら  
令和4年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次  
のとおり報告します。  
議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。  
第46号 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を  
行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する  
法律の施行及び非常勤職員の育児休業の取得要件の見直し等に伴い、必要があるから。  
全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。  
第48号 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳入全部、歳出15  
款・55款・65款・70款  
第1条、歳入全部、3億5,321万5,000円追加。歳出、15款総務費、6,5  
40万4,000円追加、55款教育費、1億1,617万4,000円追加、65款公  
債費、57万2,000円追加、70款諸支出金、799万5,000円減額。全員一致  
をもって原案を可決すべきものと決した。  
第49号 令和4年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）  
第1条、歳入歳出、3,017万1,000円追加。第2条、地方債限度額、112万  
円減額。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。  
陳情第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び  
拡充を求める陳情書

国に対し、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施することを初め、2項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

陳情第11号 防衛省によるミャンマー国軍士官・士官候補生の受け入れ中止を求める意見書の提出を求める陳情書

国に対し、ミャンマー国軍からの士官・士官候補生の受け入れを即時全面中止すること、昨年の衆参両院の国会議決と本町議会の意見書を尊重し、ミャンマー国軍に対して厳重に抗議することと、直ちに国軍との関係を断ち切り、ミャンマー国民への支援を強化することを求める意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって不採択すべきものと決した。

以上です。

[10番 杉浦あきら君 降壇]

○議長（足立初雄君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

8番、丸山君。

[8番 丸山千代子君 登壇]

○8番（丸山千代子君） 福祉産業建設委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

令和4年9月29日

議長 足立初雄様

委員長 丸山千代子

令和4年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告をいたします。

第47号 幸田町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

通院医療費に係る助成範囲の拡大に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第48号 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳出20款・25款・35款・40款・45款

第1条、歳出、20款民生費、2,567万8,000円追加、25款衛生費、28万3,000円追加、35款農林水産業費、322万円追加、40款商工費、1億2,545万円追加、45款土木費、2,442万9,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第50号 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入歳出、175万5,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第51号 令和4年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入歳出、3,120万7,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第52号 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入歳出、2万9,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

〔8番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

15番、藤江君。

〔15番 藤江 徹君 登壇〕

○15番（藤江 徹君） 審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

決算特別委員会審査結果報告書

令和4年9月29日

議長 足立初雄様

委員長 藤江 徹

令和4年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

認定第1号 令和3年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について

歳入総額199億5,007万1,668円、歳出総額186億1,420万3,330円、差引額13億3,586万8,338円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第2号 令和3年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額2億5,915万7,888円、歳出総額2億1,996万1,672円、差引額3,919万6,216円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第3号 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額32億5,083万640円、歳出総額32億4,407万5,704円、差引額675万4,936円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第4号 令和3年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額4億8,367万1,599円、歳出総額4億8,301万999円、差引額6万1,500円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第5号 令和3年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額21億8,567万9,359円、歳出総額21億3,059万4,807円、差引額5,508万4,552円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第6号 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額1億9,798万4,960円、歳出総額1億9,358万4,960円、差引額440万円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第7号 令和3年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額3億6,314万4,883円、歳出総額3億6,314万4,883円、差引額0円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第8号 令和3年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

収益的収入 8 億 7,723 万 4,876 円、収益的支出 6 億 9,151 万 8,025 円、資本的収入 7,525 万 4,312 円、資本的支出 3 億 3,864 万 9,348 円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第 9 号 令和 3 年度幸田町下水道事業会計決算認定について

収益的収入 6 億 6,286 万 3,139 円、収益的支出 6 億 5,322 万 8,247 円、資本的収入 3 億 1,203 万 8,900 円、資本的支出 3 億 8,600 万 9,880 円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

以上であります。

[15 番 藤江 徹君 降壇]

○議長（足立初雄君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、決算特別委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、決算特別委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案 16 件と陳情 2 件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

8 番、丸山君。

[8 番 丸山千代子君 登壇]

○8 番（丸山千代子君） それでは、議題となっております案件につきまして、順次、反対の立場から討論をしてみたいです。

認定 1 号 令和 3 年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症対策に追われる年度であり、町民の命と健康を守るため、ワクチン接種体制、感染拡大を防ぐ取組など奮闘されてきました。国の支援体制が不十分な中でも、子育て支援や高齢者福祉の充実などに対して一定の評価をするものであります。コロナ禍の中、町民は二度の消費税増税で暮らしに打撃を受け、最近の物価高騰によって、実質賃金は低下しております。物価は、4 月以来、4 カ月連続で前年比 2% を超す上昇となり、秋以降、さらに多くの品目の値上げが予定され、物価高は一層深刻化するおそれがあります。町民が苦しんでいるときだからこそ国の悪政

の防波堤となり、中小業者、商工業者、町民福祉の増進に取り組まれるよう求めます。

幸田町政運営において、国の政治には大きく左右されており、補助金一つを見ても、国の動向を見ないと進められないことがあります。自治体独自の施策が制限されかねないことにもなり、地方自治を侵害されないよう地方自治を守る立場に立つことを求め、反対する主な点について指摘してまいります。

令和3年度決算は、歳入総額199億5,007万1,000円、歳出総額186億1,420万3,000円で、差し引き13億3,586万8,000円の黒字となりましたが、次年度への繰越明許費1億2,200万3,000円を差し引くと、実質収支額は12億1,386万4,000円の黒字計上となりました。これは千円単位でありますので、よろしく申し上げます。

町税は、コロナ禍の影響で減少したものの、ふるさと寄附が好調で大幅な黒字となり、このことからふるさと寄附は安定財源と言えないことは明らかであります。長引くコロナ禍は経済にも大きく影響し、個人町民税や法人町民税の減収になりましたが、一方で、資本金10億円以上の大企業の内部留保は過去最高を更新して484.3兆円になったことが、財務省の法人企業統計調査で分かりました。経常利益は、前年度比29%増の60.2兆円と、これも過去最高であります。コロナ感染の中でも大企業は円安の恩恵を受け、輸出や海外事業の収益を増やし、賃上げには回さずため込んでおります。労働者や国民がコロナ禍や物価高騰で苦しんでいる今こそ、内部留保を活用すべきではありませんか。

幸田町には、資本金10億円以上の大企業は55社あります。地方自治を脅かす法人町民税の国税化によって、6%になりました。法人町民税への超過課税の実施で町税収増、自主財源の確保を図ることを求めるものであります。令和3年度の財政力指数は1.02で、令和2年度1.09から0.07の減であります。これは、分母である基準財政収入額の減によるものであり、一定の収入を増やすその手段として、法人町民税への超過課税の実施は言うまでもないことであります。

令和3年度、国はデジタル庁を発足し、行政のデジタル化を推進しています。行政のデジタル化によって、コロナ対策を初め、様々な問題が解決するかのようには言いますが、デジタル関連法が目指すのは、行政機関などが保有する個人情報をもうけのために利活用する仕組みづくりにほかありません。

個人情報を大規模に集める手段としているのが、マイナンバー制度の利用拡大であります。マイナンバーカードを作ることによって最大2万円分のマイナポイント還元だと促進し、個々に申請用紙を送りつけるなど、なりふり構わず全国民の取得を促しております。令和3年度では、幸田町では新規5,922件、再交付は93件と、合わせて6,015件の取得であります。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の3分野に限定して導入をされますが、健康保険証のひもづけなど個人情報を蓄積することは、情報漏えいの危険も指摘をされております。デジタル関連法で国と地方自治体の情報システムの共同化・集約で国基準に合ったシステム利用を自治体に義務づけていることも重大であります。自治体の役目は、住民福祉の向上です。地方自治が侵害されないよう求めるものであります。

スーパーシティ構想として海谷地区の開発計画に取り組み、応募しましたが選定から漏れてしまいました。しかし、さらにデジタル田園都市国家構想として、二次募集に応募していくことに危惧するものであります。

新型コロナウイルス感染症対策として国が行うべき財源措置が不十分であり、希望者への無料のPCR検査の取組は不十分でありました。感染拡大を防ぐのも後手に回ってしまいました。町として、町民の要望に応えるようにすべきではなかったでしょうか。

空き家利活用として、荻の古民家改修は住民合意なくして進められた事業であり、議会からも附帯決議を行ったもので、独断専行によって不透明なまま、3,855万4,000円の町費を投入をいたしました。後づけで、まちづくり・ひとづくりの交流施設として地方創生拠点整備交付金を活用したひもつき施設であります。この教訓を生かし、施設整備など事業推進に当たっては十分な説明と合意、そして計画を明らかにして進めることを求めます。

長嶺北部地区福祉医療ゾーン構想は、土地利用、財政計画なども正確に示されず、見切り発車で進められております。令和4年度にボーリング調査を実施し、改めて計画を示されるところでありますが、計画地の土地利用が大幅に制限され、多額の町費投入が予想をされます。場所の見直し検討など含めて計画を見直すべきであります。

コロナ禍の下、町職員の人事異動が頻繁に行われております。欠員の補充もなく、課内での解決を強いられております。職員の働き方の改善をすべきではないでしょうか。さらに、過労死ラインと言われる、月80時間を超える時間外労働勤務は48人にのぼっています。中途退職者や長期休職者数が増加しているのは、異常な職場環境と言わざるを得ません。職員の健康を守り、働きやすい職場環境づくりにするためには、人の配置が必要であります。十分な職員体制を取り、働き方を改善することを求めます。

7月に行われた参議院選挙でも大争点になった物価高騰問題であり、消費税減税などを取り上げられました。商品、サービス価格の引上げは、今後さらに本格化します。現在進行している事態に最も有効なのは、消費税を5%に戻すことではないでしょうか。消費税は、低所得者層ほど負担が重くなる累進課税であります。アベノミクスの下、消費税5%が8%、そして10%と二度の消費税増税は町の事業にも大きな影響を及ぼし、町内の中小商工業者に与える影響も計り知れません。さらに、来年10月からのインボイス制度の導入は、シルバー人材センターで働く高齢者が課税業者となります。負担増のインボイス制度は廃止すべきであります。また、その大本である消費税廃止をすべきと主張し、反対討論といたします。

次に、認定3号 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

国の政策として、2018年4月から国保の財政運営は市町村単位から都道府県単位となり、4年目になりました。県に財政運営の責任を負わせて、市町村の国保事業をコントロールさせようとするものであります。厚生労働省の報告では、国民健康保険の加入者4人のうち3人は非正規労働者、年金生活者などの無職の人たちであります。低所得者層が多く加入する国保ですが、払いたくても払えない国保税へと引き上がっております。国民健康保険の課税限度額は102万円へと引き上がり、加入者の年収の1割以



上を占める割合であります。一方、国民健康保険財政調整基金は、今決算において今までにないため込みで、4億6,998万1,000円にのぼっております。国保会計は黒字であるにもかかわらず、次年度に繰越しをせず基金に積み上げている実態もあります。コロナ禍に加え物価高騰など、加入者の負担はますます大きくなっております。財調を活用して国保税の引下げをすべきではありませんか。新型コロナ感染で休んだ場合は、傷病手当金を支給する制度が創設されましたが、対象は被用者であり、個人事業主は対象外とされました。個人事業主も対象拡大を求めると同時に、傷病見舞金制度の導入を求めるとあります。国の制度として、子どもの均等割2分の1に軽減をされましたが、子育て支援として、子どもの均等割の廃止を求めて、反対討論いたします。

認定第4号 令和3年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

75歳という年齢で別の医療保険制度に追い込むもので、保険料は2年ごとの見直し、引上げであります。令和2年、3年度の保険料率は、所得割率が9.64%、均等割額は4万8,765円となっております。さらに今年10月から、窓口での本人負担が1割から2割に2倍化されます。高齢者に今まで以上の負担を強いることとなります。物価高騰の中、4月から年金削減もありました。2倍化すれば受診抑制につながり、受診をがまんをすれば手遅れになり、命にかかわる危険につながります。重症化リスクにつながる2倍化に反対し、中止を求めます。年齢で差別をする後期高齢者医療制度に反対するものであります。

認定第5号 令和3年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

介護保険制度改正は3年ごとに行われ、令和3年度から第8期となっております。制度発足から22年、保険料は2倍に、要支援の介護外しや食事代の全額利用者負担、必要なサービスが使えないなど様々な矛盾が噴出しております。第8期の制度改革で、施設への入所は要介護3以上とされました。さらに、要介護1・2の人の在宅メニューが介護保険のサービスではなく自治体の地域支援事業とされ、サービスが供給できなくても自治体の判断とされてしまいます。地域支援事業への移行は、通所と訪問介護だけと言いますが、介護1・2の人がよく使っているのが通所介護のデイサービスや訪問介護であります。要介護1・2の人へのサービスを介護保険から外すと、事業者は事業を継続できなくなることも考えられます。まさに介護保険にして介護保険にあらずではないでしょうか。第8期の介護保険料の見直しで、月額基準額は、第7期の4,300円が4,800円にと500円引き上げられ、値上げ率は11.6%になり、今までにない引上げとなりました。厚生労働省社会保障審議会では、第9期に向け、さらなる供給削減、介護保険外し等検討をされております。さらに、今の利用料負担1割を2割にするということも検討をされております。死ぬまで保険料を年金から天引きされながら、8割の高齢者は介護保険を利用しておりません。保険あって介護なしではなく、安心して必要な介護が受けられる制度にすべきと主張し、反対討論いたします。

次に、認定第7号 令和3年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 令和3年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、

認定第9号 令和3年度幸田町下水道会計決算認定について、以上3件につきましては、自民党の公約違反の消費税についての反対であります。

以上、反対討論といたします。

〔8番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

2番、石原君。

〔2番 石原 昇君 登壇〕

○2番（石原 昇君） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に上程された議案につきまして、賛成の立場から討論してまいります。

まず、補正予算第48号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第2号）の20款民生費、15項児童福祉費の認定こども園等支援事業について、坂崎保育園を初め、町内8カ所の管理運営事業は、どちらも食材等の高騰による園児の給食費の補助であり、子どもを育てる家庭にとって少しでも負担が軽減され、今後とも必要と思われるので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、40款商工費、15目の商工振興費の飲食店等応援チケット発行事業です。

これは前回と同様に、町民1人2,000円分のチケットを配布して、町内の飲食店等で使っていただいて、コロナ禍で低迷している飲食業界を盛り上げ、町民も家族団らんのひとつとなればうれしいこととございます。しかしながら、利用する店舗の偏りが考えられるのがちょっと難点かなと思ひます。

それと、最後に、決算認定第1号議案 令和3年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定であります。

令和3年度決算における歳入総額は199億5,007万1,000円、対前年度比約30億3,500万円、13.2%の減少でありました。歳出につきましては、186億1,420万3,000円、対前年度比約34万1,980万円、15.5%の減額となっております。形式的収支は約13億3,500万円となっております。

まず、歳入について見ますと、41.7%が町税の占める割合で、83億2,107万6,000円となり、対前年度比96.2%、3億2,499万4,000円の減収となっております。その主な要因は、町民税及び固定資産税が減収したためだと思ひます。個人町民税は、納税者数は増加いたしました。が、新型コロナウイルス感染症の影響で給与所得が減少したことと思われることで、26億6,850万6,000円となり、前年度比96.2%、1億437万6,000円の減収となっております。法人税については、2億8,806万1,000円で、主に大手自動車関連企業が減収になったことにより、前年度比80.8%、6,862万3,000円の減収でした。固定資産税は、46億5,699万9,000円で、前年度比96.5%、1億7,018万6,000円の減収となっております。共に新型コロナウイルス感染症が影響していると思ひます。

次に、歳出につきましては、昨今の猛暑対策で小中学校にエアコン設置、町民会館の外壁及び屋上防水工事、庁舎屋外トイレ改修工事、鷺田住民広場整備工事などが主でした。この工事以外に、多岐にわたって事業を遂行されているものであります。今後も町民が末永く安全で安心して生活できる環境を整えていただけることをお願ひ申し上げて、

賛成の意見を申し上げさせていただきます。

〔2番 石原 昇君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

5番、伊澤君。

〔5番 伊澤伸一君 登壇〕

○5番（伊澤伸一君） 今議会に上程されている2つの議案に対し、反対の立場から討論を行います。

まず、第48号 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第2号）であります。

総務費の職員研修事業に、一般社団法人全国道の駅連絡会に職員派遣に伴い、78万円を追加する予算が計上されています。これは、国等や連絡会に人脈を作り、道の駅への宿泊滞在型施設の誘致を目指し、地域の活性化を図るためとされています。職員を派遣して人脈づくりを進める前に、誘致の必要性、誘致する施設がどのように地域に貢献し、地域活性化に結びついていくのか、住民に対して説明し、合意を得ることが最初のステップではないでしょうか。宿泊業は100%ビジネスです。ビジネスモデルとして成り立たなければ、誰も手を挙げません。私は、幸田町からの財政的な支援なしに進出する企業があるとは到底考えられませんので、特別な便宜供与を前提とした誘致活動になるのか議案質疑で質問をいたしました。その指摘に対して、明確に答えられませんでした。これでは判断のしようもありません。将来大きな負担が必要となる可能性がある限り、人件費を丸抱えで行う事業予算は執行すべきではありません。

補正予算のもう一つの問題は、一条工務店からの企業版ふるさと納税制度を活用した防災施設等整備事業であります。消防本部、三ヶ根駅東口広場、清幸園の3カ所にモバイル型建築ユニットを設置されるとのことですが、もともと町が必要として求めているものなのでしょうか。三ヶ根駅周辺のまちづくり現地事務所が必要ですか。役場から10分で行ける場所に現地事務所は全く必要ありません。不要なものは、ただであっても受け取ってはいけません。

さらに問題なのが、現金でなく物納であることです。寄附申出者、一条工務店の言い値で受領書を町が出すことになり、私は、企業版ふるさと納税制度の悪用に町が加担することになることを危惧しています。先行して一条工務店からの物納寄附を受けた三重県南伊勢町、茨城県境町は、いずれも日本モバイル建築協会の公共会員となっています。公共会員は、三重県いなべ市を含め、3団体のみであります。しかも、日本モバイル建築協会の5人の正会員の1社が一条工務店です。幸田町が公共会員の一員として、広告塔として活用されることがないように願っているところであります。

続いて、認定第1号 令和3年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和3年度事業を見ていくと、必要性があったかどうか疑問な事業、特定の個人団体との関係から始まった事業、事前の検討が十分行われたかどうか疑問な事業などが多々あります。

藤田直行タクシーやチョイソコこうたの社会実験は、正規の事業とするときの最低限の実験としてのデータ設定、テーマの設定、データの収集分析や改良の余地の検討など、

ほとんど行われぬまま進められています。なし崩し的に本格施行に移行することはあってはなりません。現状は、えこたんバスと福祉タクシーからの乗換えが進むだけではないでしょうか。そうなっては、もはや社会実験ではなく、公共交通システムの破壊実験になりかねないと申し上げます。

駅前銀座のおもてなしサロンは、当初説明された社会福祉団体の活動の場としてはほとんど使われずに閉鎖されました。空き家利活用事業として整備された古民館 o g i においては、大きな目標であるワーキングスペースを提供し、交流人口を増やして幸田町のよさを発信すべく、国の地方創生拠点整備交付金を1,540万円受けて整備されました。7月以降の本格オープン後の利用者が皆無であると実態が報告をされました。問題点として、利用者からは駐車場不足が指摘されているとも言われました。議会は、最初からこれらの問題について指摘をしまいましたが、地元にも議会にも十分な説明がないまま工事が進められました。結果が十分予測できたにもかかわらず、立ち止まって再考されなかったことが誠に残念であります。

長嶺福祉医療ゾーン構想については、全体事業費が概算額すら示されないまま進められようとしています。町がどれだけ負担をしなければならないのか、その財源が確保できるのか不透明なまま関係者間での取決めが進んでいきつつあることは極めて異常です。

商工費のうちの観光費は、平成29年度までは500万円程度の決算であります。ロケツーリズムに取り組み始めてから予算は増え続け、令和3年度決算では2,640万円を超えています。3年度に島原市、千曲市、茂原市と共同で作られた映画「今はちょっと、ついてないだけ」には、企業版ふるさと納税寄附金600万円が充てられています。当初の計画では、3,000万円を充てる予定だったことから見れば少ないと言えますが、問題は効果です。劇場公開初日に刈谷日劇に見にいきました。観客は、私を除くと2人だけでありました。画面を見ただけでは、行ってみたいと思ったロケ地はありませんでした。このような事業に直接的、間接的のどちらにしろ公金は使われてはなりません。版画作成など、特定の人との関係から行われたものもあります。人脈に頼る事業は、適正な対価が判然といたしません。得したようで実は損をしている場合もあることを認識すべきであります。

一昨日、安倍元総理の国葬が行われました。元総理が進められたアベノミクスが何をもたらしたのか、間もなくはっきりと答えが出てきます。3本の矢は放たれ、株価と物価は上がりました。しかし、好循環を作り出すために不可欠な賃金は上がらず、結果として、当初の思惑からは外れ、私たちの暮らしも国の財政も苦しくなっています。アベノミクスは安倍さんのミスです。アベノミクス、それからアベノミスを引くとクだけが残ります。この先がどうなるのか私には分かりませんが、苦しくなるのは間違いありません。少なくとも、短期間で終わる事業や効果の判然としない事業は手がけてはならないと思います。私はそのように確信していますので、先ほど来、るる指摘しましたように、不要不急又は効果の期待できない事業等への支出を含む決算に反対をするものであります。

〔5番 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時03分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

8番、丸山君。

〔8番 丸山千代子君 登壇〕

○8番（丸山千代子君） 防衛省によるミャンマー国軍士官・士官候補生の受け入れ中止を求める意見書の提出を求める陳情書に賛成する立場から討論を行います。

軍事クーデターを行ったミャンマー国軍の留学生を受け入れて軍事訓練等を教えることは、国軍を容認をし、ミャンマー国民、国際社会から信頼を失うものであり、受入れはやめるよう意見書の提出を求めるものであります。

2021年2月1日に発生をした、国軍の軍事クーデターから1年以上が経過をいたしました。4月27日には、ミャンマーの民主派国民統一政府とミャンマーの民主化を支援する超党派の議員連盟とのオンライン会議で、国軍の市民弾圧が続いているという報告に加えて、日本政府は国軍寄りだと批判の声が上がっているとのことであり。

今年9月19日、ユニセフの発表でミャンマー国軍が、ミャンマー北部ザガイン地域で16日に学校などが空爆を受け、少なくとも子ども11人が死亡。このほか少なくとも子ども15人の行方が分からなくなっており、ユニセフは子どもたちの即時解放を求めるとともに、学校は安全でなければならない、子どもたちを攻撃してはならないと非難をしております。また、空爆後に国軍が、負傷者を含む生徒と教員ら約20人を連行するなどは、ミャンマー国軍が学校を標的とするのは残忍な戦争犯罪でもあります。

日本政府が、ミャンマー国軍の軍人を留学生として受け入れ、軍人訓練を行うということは、ミャンマー国軍を正当化するものであり、日本政府がミャンマー国民の弾圧に加担すると同じであります。直ちに受入れを中止するよう意見書提出を求めて、賛成討論といたします。

〔8番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、上程議案16件と陳情2件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第46号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、本

案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第46号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第47号議案 幸田町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第47号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第48号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第48号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第49号議案 令和4年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第49号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第50号議案 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第50号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第51号議案 令和4年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第51号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第52号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第52号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、認定議案第1号 令和3年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第1号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第2号 令和3年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第2号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第3号 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第3号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第4号 令和3年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第4号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第5号 令和3年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸

君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第5号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第6号 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第6号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第7号 令和3年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第7号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第8号 令和3年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第8号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第9号 令和3年度幸田町下水道事業会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第9号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情に対する委員長報告は採択であります。陳情第10号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。



よって、陳情第10号は、採択することに決しました。

次に、陳情第11号 防衛省によるミャンマー国軍士官・士官候補生の受け入れ中止を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第11号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第11号は、不採択することに決しました。

---

日程第3

○議長（足立初雄君） 日程第3、議員提出議案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、杉浦君。

〔10番 杉浦あきら君 登壇〕

○10番（杉浦あきら君） それでは、議員提出議案第3号の朗読をもって説明とさせていただきます。

議員提出議案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を、所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和4年9月29日

提出者	幸田町議会議員	杉浦あきら
賛成者	幸田町議会議員	廣野房男
	〃	石原昇
	〃	都築幸夫
	〃	鈴木久夫
	〃	水野千代子
	〃	笹野康男

提案理由

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める必要があるから。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子ども

もも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。さらに、学習指導要領の改訂に伴い、学習内容や授業時数が増加し、子どもたちや学校現場の負担となっている。本年度、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細やかな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月29日

愛知県額田郡幸田町議会  
議長 足立初雄

(提出先)

内閣総理大臣  
内閣官房長官  
文部科学大臣  
財務大臣  
総務大臣 宛  
以上です。

[10番 杉浦あきら君 降壇]

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案1件について質疑を行います。質疑は1議題について15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願いたします。

まず、議員提出議案第3号について、質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この案文についてお尋ねいたします。

この案文の中の前段から7行目でありますけれども、学習内容や授業時数が増加しと

いうふうになっておりますけれども、これは授業時間数で、間というのが抜けてるのかなというふうに思うわけでありますが、その辺を確認の上、訂正するなら訂正するというようお願いしたいなというふうに思うのですが。

○議長（足立初雄君） 10番、杉浦君。

○10番（杉浦あきら君） 一応委員会で話した段階では、このところは何も問題にならなかったものですから。あと、ほかの教職員の方にお聞きしたいです。そちらのほうでこれでもよろしいかどうかちょっと確認を取っていただきたいと思えますけど。

以上です。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今、確認をいたしましたら、陳情書の内容も同じようになっているわけでございます。しかしながら、こうした点におきまして、もしかしたら欠落している部分があるかというふうに思います。ですので、これは一度確認の上で、そして訂正をお願いできたらお願いしたいなというふうに思うわけでありますが、どうでしょうか。

○議長（足立初雄君） 10番、杉浦君。

○10番（杉浦あきら君） 一度教職員のほうと確認を取って、また御連絡させていただきま

す。

以上です。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、議員提出議案第3号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議員提出議案1件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、議員提出議案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第3号は、原案どおり可決することに決しました。



日程第4

○議長（足立初雄君） 日程第4、第53号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長（成瀬 敦君） 補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

第53号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補正予算書1ページをお開きいただきたく思います。また、議案関係資料につきましては、1ページを併せて御覧いただきたく思います。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ、1億390万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、197億8,199万9,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書8ページを御覧ください。

55款の国庫支出金におきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1億390万円を新規計上するものであります。

この国庫支出金につきましては、令和4年9月20日に閣議決定された、令和4年度一般会計、新型コロナウイルス感染症及び原油価格の物価高騰対策に係る予備費の使用におきまして、世界的な物価高騰の中で、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民非課税世帯等に対する1世帯当たり5万円の支給が計上されたことを受け、これを推進する子育て世帯等臨時特別支援事業に取り組み上での財源として計上するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書10ページを御覧ください。

20款の民生費におきましては、先ほど歳入で説明させていただきました、子育て世帯等臨時特別支援事業といたしまして、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世

帯、又は令和4年1月以降の家計急変世帯に対し、1世帯当たり5万円の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給することに要する各経費を新規計上するものがあります。

主な内容といたしましては、会計年度任用職員2人を任用するための報酬40万円、及び通勤に係る費用弁償4万円、確認書や案内チラシなどの作成に係る印刷製本費55万円、郵送料や振込手数料などの役務費91万円、システム改修に要する委託料200万円、緊急支援給付金1億円、合計1億390万円でございます。なお、会計年度任用職員の報酬に係る人件費の補正につきましては、12ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、併せて御覧いただくようお願いいたします。

以上、53号議案の提案理由の説明をさせていただきました。慎重に御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

第53号議案の質疑を許します。

9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 二、三点確認をさせてください。

今日結審された後、この支給までの流れはどのような形になるのでしょうか。流れを教えてください。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今回の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、こちらの事務の流れであります。本日議会のほうで御可決いただきましたら、早速町のホームページで支給要領等が9月26日に示されてきておりますので、速やかに掲載をしていきたいというふうに思っております。それから、その後は、速やかな給付事務を進める中で、具体的には11月中旬に確認書を送付いたしまして、第1回の給付を年内の12月の頭にはしていきたいというふうに考えております。その後、給付金の支給完了につきましては、支給決定が2月28日、支給完了が3月31日ということで、年度内に済ませていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 今、11月中旬にはということで、最初の方が支給できるということで大変喜ばしいことですが、その中で私がちょっと一つ懸念するのは家計急変世帯、これの把握というのはどういうふうになれるのか。これはプッシュ型というふうに聞いてますので、こちらからデータがあって、町のほうから支給される方にどんどん働きかけることができるんですけども、この家計急変の方というのはどういう形で周知し、また支給されるようにするのか。そこら辺のところの方法、対策等をお願いいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今回の給付につきましては、令和4年度の住民税が非課税である世帯が対象となります。こちらの対象世帯につきましては、町のほうで対象世帯を抽出しまして、確認書を11月中旬に送付をさせていただくということで、これがプッシュ型、こちらからお送りするという流れになります。今お尋ねの家計急変世帯でありますけれども、こちらの方につきましては、原則申告をしていただく必要がございます。この方につきましては、予期せず令和4年の1月から令和4年12月までの家計が急変し、同一世帯に属する者全員が令和4年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯ということでございますが、こちらの方についての事務も進めていくということでございます。把握という面につきましては、これはあくまでも申告ということで、この制度をいかに周知をしていくかということでございますが、幸い令和4年度の10万円の給付、もう既に現在進行中でありますけれども、こちらの中の対象の方とほぼほぼ同じ方という形になってくるかと思っておりますので、そういった方をこちらは把握をしておりますので、そういった方についても申請をしていただくように進めていきたいというふうに思っています。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） ありがとうございます。いずれにしても漏れのないようにしっかりとお願いしておきたいと思っております。

また、それと、11月中旬から支給されるよということで、それはすごくうれしいことで、私は年寄りですから心配するのは、年を越す年末というのは、どうしてもやっぱり家計等で余分にいろいろなものがかかると。やはり、年を越すのにちょっと余裕があると楽しく年が越せるなという思いが非常にいたします。そういった意味で、できるだけ多くの人に年内中に支給されるように、しっかりとその辺のところのフォローをお願いして、質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） ありがとうございます。こちらは漏れのないようにということで、これまで令和3年度、令和4年度、今進行中のものも含めまして事務を進めております。こうした経験も生かしながら、周知をいかに多くしていくこと、伝えていくこと、これが年内支給につながっていくかというふうに思っております。最初の給付は12月の下旬、これを目標としまして、年内に支給できるように周知に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この事業が子育て世帯等臨時特別支援事業になっているわけですが、国のほうでは、これは1世帯5万円ということでありまして、この中で均等割が非課税世帯、この世帯につきまして900世帯上げられているわけですが、この世代別といたしますか、その内容が分かたらお答えいただきたいというふうに思うわけでありまして。例えば子育て世帯、それから高齢者世帯ですね、年金世

帯。そういった中で分けが出来るなら、その内容をお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） この事業につきましては、歳入のほうでお分りのとおり、子育て世帯等臨時特別支援事業ということで、この交付要綱の中で今回この事業が追加されていると、その要綱の中で追加されているということで、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金が給付されるものであります。先ほど世代別ということでございますけれども、これは具体的に把握しておりませんが、全国的に幸田町もそうだと思いますけれども、年金生活者の方、こうした方が多くを占めているのではないかというふうに考えております。もちろん子育てしている世帯についても対象となる世帯はあるというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 報道によりますと、高齢者への支援というようなことが言われてきていたわけでありまして。そうした中で、この事業が子育て世帯等臨時特別支援事業という事業として均等割が非課税世帯ということで、全体への支給とつながるわけでございますけれども、主には年金が4月に減らされて、こうした点で大変家計が苦しくなっている。そのための支援ということも報道をされておりました。その中で年金世帯の非課税世帯がどれくらいあるのか。後で結構でございますので、そうした内容についてお答えいただけたらと思いますが、いかがでしょうかということでありまして。

次に、この家計急変世帯というものにつきまして、申告制ということでありまして。これは、令和4年12月までに申告するということではございますが、この流れに対してはどのように行っていくのか改めてお聞きしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほど年金生活者の方ということで、これは具体的な数についてはすぐにお答えができないかと思っております。報道等で聞いている話でありますと、大体7割から8割は年金の受給者の方というふうに聞いております。

それから、家計急変世帯に対する申告の問題でございます。こちらの方については、最初に周知されるのが12月の広報という形で初めて分かる。その後、申請をしていたくという形になりますが、この申請書の提出期限というのが令和5年1月31日、広報に掲載してから2カ月後ということになります。この12月の広報まで期間がございましてけれども、ホームページの掲載それから担当窓口での周知、こうしたものを徹底して、それから、さきに現在行っている10万円の給付、こうした方が対象になりますので、その10万円給付とは別個でもらえますので、そういった周知も努めていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 10万円給付が、9月30日までが期限となっているかというふうに思います。さらに、社会福祉協議会において実施しております生活福祉資金等につきましては、返済なしの給付金制度というものもこれから行われるというようなことを伺っているわけではございます。いずれにいたしましても、コロナ禍におきまして失業あるいは家計が急変をするということで生活が成り立たなくなる。そうしたところにおき

まして漏れのないようにやっていただきたいというふうに思うわけであります。こうしたことは、窓口となっております社会福祉協議会も十分把握をしておられるというふうに思いますので、その辺でのPR等も促しながら、ぜひ活用をとということで取り組んでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方、そういった方が多くございます。こうした方については、先ほど委員がおっしゃられましたように、各種資金支援のメニューがあります。緊急小口資金、総合支援資金、住居確保給付金、生活困窮者自立支援金、こうしたものがあるわけでご覧になって、先ほどの社会福祉協議会とも連携しながら、こうした支援につきましてはこれまでどおり周知を続けていくということを考えております。それから、今回の補正予算でお願いをするこの5万円につきましても、漏れなく給付ができるようしっかりと周知をしてまいりたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ほかにご覧いませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第53号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております第53号議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案1件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第53号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第3号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。



〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第53号議案は、原案どおり可決することに決しました。



日程第5

○議長（足立初雄君） 日程第5、閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。

会議規則第73条の規定により、お手元に印刷配付のとおり、福祉産業建設委員会委員長から、委員会における所管事務に関する行政視察の日程及び調査内容が変更になったと申出がありました。

また、議会広報特別委員会委員長及び総務教育委員会委員長から、各委員会における所管事務に関する行政視察を行いたいとの旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長申出のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、令和4年9月1日招集された第3回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時48分

○議長（足立初雄君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 令和4年第3回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る9月1日から本日までに至る、29日間の長きにわたりまして、御多用にもかかわらず、終始御熱心に御審議いただき、私どもが提案いたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議及び委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受け止め、十分に留意をいたし、その推進を図

ってまいります。

また、令和3年度の決算についても認定をいただき、ありがとうございました。議員の皆様方から、幅広く多分野にわたりいただいた的確な御意見等を真摯に受け止めさせていただきます。

一般質問につきましては、8名の議員の方々からいただきました、どれも時宜を得た内容でございまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

ここで、御報告を申し上げます。

1点目は、台風の影響についてであります。

一昨日、速報を棚入れいたしました台風15号であります。9月23日秋分の日から24日にかけて本町を襲いました。23日午後1時36分に大雨警報が発表されたことに伴いまして、災害対策本部を設置し、24日午前0時1分に同警報が解除された後、午前8時50分に本部を廃止したものであります。降り始めからの総雨量につきましては182.5ミリメートルで、時間最大雨量は51ミリメートル、最大瞬間風速は12.1メートルを記録しました。本町で初めて線状降水帯が発生し、土砂災害警戒情報が発表されたため、避難指示を発令をいたしました。避難所は11カ所開設し、10世帯の25名の方が避難をされました。被害状況について全貌はまだ明らかになっておりませんが、人的被害についてはありませんでした。広田川と相見川の合流点付近で堤防が一部損壊しましたが、26日には仮復旧してございまして、本工事は11月以降に行われる予定です。その他、仲田アンダーパスにおいて車両の水没、土砂崩れや建物の浸水、農作物の被害報告を受けております。なお、今回の被害状況を受けて、災害時相互応援協定の締結市町初め、多くの自治体関係者の皆様からお見舞い等のお言葉をいただいたことを報告しておきたいと思っております。

御報告の2点目でございます。岡崎市と幸田町を区域としております、自動車の岡崎ナンバーのプレートについてであります。走る広告塔として地域の風景や観光資源を図柄にすることによりまして、地域の魅力を全国に発信することを目的としまして、現在、岡崎市と地方版図柄入りナンバープレートの導入に向けて協議を進めており、明日、30日に連携で国土交通大臣に申請する予定であります。今後デザイン案が示され、令和5年10月頃から地方版図柄入りナンバープレートの交付開始となる見込みであります。

報告の3点目であります。新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。現在7波の中ではありますが、愛知県におきましても新規感染者は減少傾向にありまして、病床使用率も低下していることなどから、BA5対策強化宣言の期間を明日の30日までとしているところであります。しかし、今後も社会経済活動とのバランスを取りながら、感染防止対策の強化徹底が呼びかけられています。

本町が実施するワクチン接種であります。オミクロン株対応ワクチンによる追加接種を10月8日から中央公民館において開始する予定であります。接種の対象者は、初回接種を完了した12歳以上の全ての町民の方で、前回接種から5カ月以上経過した方になります。感染予防、重症化予防等の観点から、接種対象となり接種を希望する全て

の方が安心して接種を受けていただけるよう、引き続き接種体制の確保をしてまいりたいと思っております。

最後になりますが、一日一日と秋の深まりを迎えます。体調管理にはくれぐれも御留意をいただき、今後の町政の発展のため、さらなる御活躍、御尽力を賜りますようお願いを申し上げ、御礼の挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますよう、お願いいたします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

蒲郡市幸田町衛生組合議会定例会が、本日午後4時から蒲郡市役所で開催されますので、組合議会議員は御出席をお願いいたします。

以上であります。

これにて散会といたします。

大変御苦勞さまでございました。

散会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する  
令和4年9月29日

議 長

議 員

議 員